

産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた廃棄物のことです。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの ※業種限定なし	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せつけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキング、ブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	⑩ 鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの ※業種限定あり	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生じた紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品貯蔵業から生じる木材片、おがくず、パーク類、貨物の流通のために使用したパレットなど
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医療品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあら等の固形状不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記19種類の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）

事業系一般廃棄物の出し方

排出方法には下記の方法があります

方法1・・・許可業者と契約して、収集運搬を委託する。

(方法1の特例・・・地区のごみ集積所に出す。)

方法2・・・遠賀・中間リーセンターへ自ら持ち込む。

方法1・・・許可業者と契約して、収集運搬を委託する。

※「ごみ収集運搬委託料」と「ごみ処理施設使用料」がかかります。

事業所が所在する区域の収集運搬許可を受けている業者と契約を行い、収集を依頼してください。
各収集業者によって、市町内でも収集区域が決められています。

詳しくは、各市、町の衛生担当課又は遠賀・中間地域広域行政事務組合業務第1課 (☎093-293-3581)までお問い合わせください。

※許可をもっていない業者に依頼することはできません。

許可業者に収集を依頼する場合は、事業所用指定ごみ袋を使用してごみを出していただきます。
このごみ袋は、ごみ処理施設使用料(ごみ処分料金)が転嫁されたものです。

事業所用指定ごみ袋

○可燃用(特大) 70㍑(黄色) ○可燃用(大) 45㍑(黄色)

○不燃用 45㍑(緑色) ○資源用 45㍑(紫色)

※販売は、組単位です。(1組=10枚入り)

【事業所用ごみ袋の購入方法】

①配達による購入

②組合窓口での購入

※詳細は組合までお問い合わせください。



【ごみ収集運搬許可業者一覧】

市町名	業者名	所在地	電話番号
中間市	新環境開発有限会社	中間市長津1-1-42	☎093-244-5555
	株式会社SAN-KEI	中間市大字垣生1386-1	☎093-244-3311
	有限会社聖真	中間市岩瀬3-1-8	☎093-244-1009
	渡部組有限会社	中間市中央4-3-2	☎093-244-5241
水巻町	有限会社北水社	水巻町頃末南2-12-5	☎093-202-3333
	有限会社水巻美化センター	水巻町頃末南2-12-8	☎093-201-1375
	トモミタス株式会社	岡垣町中央台2-1-1	☎093-282-0118
芦屋町	株式会社カンエイサービス	芦屋町大字山鹿1301	☎093-223-3737
	有限会社芦屋クリーン	芦屋町高浜町5-6	☎093-223-0325
岡垣町	トモミタス株式会社	岡垣町中央台2-1-1	☎093-282-0118
	有限会社環整	芦屋町大字芦屋1448	☎093-223-0402
遠賀町	トモミタス株式会社	岡垣町中央台2-1-1	☎093-282-0118
	株式会社総英サービス	遠賀町大字尾崎393-1	☎093-293-3389
遠賀郡内の 平成12年4月 以降の新規事業所	有限会社月保産業	北九州市若松区藤ノ木3-7-14	☎093-791-1341
	株式会社ジャパン	水巻町頃末南2-12-8	☎093-201-1375

方法1の特例・・・地区のごみ集積所に出す。

店舗兼住宅で、家庭ごみと事業所ごみの区別がつかない場合や排出量が極端に少ない事業所は、下記条件を満たしていれば、家庭用指定ごみ袋を使用して地区の集積所にごみを出すことができます。

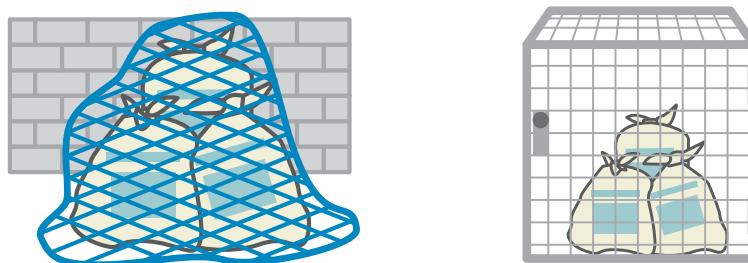
『条件1』 1日の排出量が5kg未満であること。

※1週間に2回ある「もえるごみ」の日に、1回あたりの「もえるごみ(大)」袋で出す袋の数が2袋以下であること。

『条件2』 ごみ集積所を管理する者の承諾を得ていること。

(自治会の場合は、自治会長又は自治会長から委任を受けた者)

(アパート・マンションなどの場合は、ごみ集積所の設置者又は管理者)



方法2・・・遠賀・中間リレーセンターへ自ら持ち込む。

※「ごみ処理施設使用料」がかかります。

中間市・遠賀郡内で発生した事業系一般廃棄物は、遠賀・中間リレーセンターへ持ち込むことができます。もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみに分別して、車に積んでご来場ください。なお、施設内でごみを捨てる際は、職員の指示を受けてご自身でごみを降ろしてください。

【持ち込み先】

遠賀・中間リレーセンター

(住所) 遠賀郡岡垣町大字糠塚103-1

☎ 093-282-5341

【受入日時】

月曜日～土曜日

(日・祝日は受入できません。)

午前8:30～午前11:30

午後1:00～午後4:30

【受入品目】

もえるごみ

もえないごみ

粗大ごみ



※ごみの重量に応じて料金が必要です。

※指定ごみ袋に入れる必要はありません。

※事前申込は必要ありません。

品物によっては一日に搬入できる量に制限があります。

大量に持ち込む場合は、事前にお問い合わせください。

古紙類などの再生資源については、できるだけ搬入せずに、民間のリサイクル業者へご依頼ください。

事業系一般廃棄物（もえるごみ）

ごみ袋



(黄色)

※もえるごみ専用袋は
特大もあります。

ごみの内容

生ごみ
紙くず
(できるだけ古紙リサイクルへ)
紙おむつ
(汚物は取り除く)
プラスチック類
草・剪定枝
(できるだけリサイクルへ)
衣類・布類



事業系一般廃棄物（もえないごみ）

ごみ袋



(緑色)

ガラス類
(割れたものは新聞紙などに
包んで「ワレモノ」と表示)
陶磁器類
電化製品
空き缶以外の金属類
塗料缶・シンナー缶
刃物



ごみの内容に記載されているものの中でも、リサイクルできるものについては、できるだけリサイクルへまわしましょう。

産業廃棄物でも、量的・質的に一般家庭と同等のものについては、出すことができます。

蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物）

事業所から出る蛍光管は、産業廃棄物になりますので、下記業者又は産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

※市役所・町役場に設置している蛍光管回収ボックスは家庭用ですので、事業所から出るものは回収できません。

【問い合わせ】

株式会社ジェイ・リライツ
公益社団法人 福岡県産業資源循環協会
宗像・遠賀保健福祉環境事務所

☎ 093-752-2386
☎ 092-651-0171
☎ 0940-36-6322

事業系一般廃棄物（BIN・カン）

ごみ袋



(紫色)

ごみの内容

飲食物用の空き缶
飲食物用の空き瓶
その他の缶
(ヘアスプレー、ペイントスプレー
殺虫剤、スプレー式消火器、
カセットボンベなど)
※使い切って風通しの良い
火の気のない所で必ず穴を
開けてください。



中身が残ったままごみとして出すと、収集時にごみ収集車の中やごみ処理場で爆発して、ごみ処理全体に支障がでます。

臨時ごみ（袋に入らない大型ごみ、一時的に多量に出るごみ）

- ・指定ごみ袋に入らない大型のごみを出したい場合
- ・一時的に多量に出るごみがある場合

上記の場合については、契約しているごみ収集運搬許可業者に臨時ごみとして収集してもらうように依頼してください。

※臨時ごみとして依頼する場合については、指定ごみ袋を使う必要はありません。

※ごみ収集運搬許可業者には、ごみ収集運搬手数料（ごみを収集運搬する料金）とごみ処理施設使用料（ごみを施設で処理する費用）をお支払いいただきます。





不法投棄の禁止

ごみをみだりに道路や空地などに捨てることは法律で禁止されています。

違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金または併科に処せられます。



野外焼却の禁止

ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。

違反者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金または併科に処せられます。



ごみの越境禁止

ごみを出すときには、収集業者との契約の中で決定した場所・時間に出しましょう。

他の場所に出すと、その場所を管理している方々が大変迷惑をします。

また、一般廃棄物を処理するのは、排出事業者の所在市町村になります。他の市や町の集積所及びごみ処理施設に持ち込むことは、法律で禁じられており、不法投棄として罰せられることもあります。



ごみは決められた場所へ出しましょう

ごみに関するお問い合わせ

○遠賀・中間地域広域行政事務組合

○中間市	業務第1課	業 務 係	☎ 093-293-3581
○水巻町	環境保全課	衛 生 美 化 係	☎ 093-245-5300
○岡垣町	産業環境課	環 境 係	☎ 093-201-4321
○芦屋町	住民環境課	環 境 政 策 係	☎ 093-282-1211
○遠賀町	環境住宅課	環 境 ・ 公 園 係	☎ 093-223-3538
	住 民 課	環 境 衛 生 係	☎ 093-293-1234

自己搬入に関するお問い合わせ

○遠賀・中間リレーセンター

☎ 093-282-5341

指定ごみ袋の注文等に関するお問い合わせ

○遠賀・中間地域広域行政事務組合

業務第1課 業 務 係

☎ 093-293-3581